



産業廃棄物処理施設設置許可証

平成17年 5月31日

住所 北海道旭川市住吉4条2丁目8番13号

氏名 旭星クリーン株式会社  
代表取締役 茂田 榮和

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ



許可の年月日	平成17年 5月31日	許可番号	上環生第723号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	施行令第7条第8号の2 (がれき類の破碎施設) がれき類		
設置場所	北海道上川郡当麻町7105番		
処理能力	384 t / 日 (12時間)、32 t / 時間		
許可の条件	*****		
規則第11条第7項の規定による許可証の提出の有無	有 . 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

(上川支庁)